

# 伊豆の国市立大仁北学校 いじめ防止基本方針

平成29年4月1日

## 1 いじめ防止等の基本的な考え方・姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。大仁北小学校では、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が楽しく心豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に、組織的に取り組んでいきます。

## 2 いじめの防止等のための対策

### (1) いじめの未然防止

- ①児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進めます。
  - ・帰りの会のプログラムに、「よいこと見つけ」を取り入れ、友達のよい点を確認し合います。
  - ・静岡県教育委員会発行の冊子「人間関係プログラム」を利用して、児童間のよりよい人間関係を築けるよう、支援していきます。
- ②児童の活動や努力を認め、自己有用感を育む授業づくりに努めます。
  - ・みんなで授業を創り上げていくという意識をもたせます。
  - ・自由に発表できる雰囲気大切に、お互いの考えを認め合える授業を目指します。
- ③教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図ります。
  - ・「北っ子三つの約束」の第1番目を「あいさつのできる子」とし、年間を通してあいさつ運動に取り組みます。
  - ・毎月、各クラス1名「あいさつ名人」を選出し、朝礼で賞揚します。
  - ・総合的学習のテーマの一つとして「福祉体験」を行い、様々の立場の人の理解に努めます。
- ④情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう指導します。
- ⑤毎月第2火曜日に「ふれあいノーメディアデー」を実施し、親子でじっくりと触れ合う時間をつくります。

### (2) いじめの早期発見・早期対応

- ①いじめ問題に対する学校の取組の充実を求めため、伊豆の国市教育委員会作成の「伊豆の国市いじめの防止等のための基本的な方針」の活用を図ります。
- ②アンケートにもとづく教育相談「あのねタイム」を毎月実施し、教師と児童との温かい人間関係を築いていきます。
- ③いじめアンケートを定期的（年3回）に実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努めると共に、児童が相談しやすい環境を整えます。
- ④「北っ子便り」を継続的に発行し、学校で行っている教育活動について理解を得ることにより、保護者との信頼関係づくりに努めます。
- ⑤スクールカウンセラーが定期的に来校できるよう計画し、保護者との相談の場を設け、いじめの早期発見にむけた体制の充実に努めます。

### (3) 組織の設置

- ①全職員による「生徒指導打ち合わせ」を月2回もち、児童の情報の共有を図ります。
- ②全職員による「子どもを語る会」を定期的にもち、児童理解に努めると共に、個々のケースについて検証し、よりよい解決の方法を探っていきます。
- ③いじめへの早期対応の取り組みを実効的に行うために、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、学年主任、主任児童委員、PTA役員、関係機関で構成する「いじめ対策委員会」を設置し、いじめの疑いが認められたときには、早急に開催し対処していきます。

### (4) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

- ①パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、マナーやルールづくり等について、保護者に協力を依頼します。
- ②インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性について、最新の情報を把握して児童や保護者に啓発します。
- ③情報モラル教育を積極的に進めるために、少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進めます。
- ④インターネットやSNSの利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除などの迅速な対応を図るとともに、場合によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応します。

### (5) 関係機関との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談するものや直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。そのため、日常的に所轄の警察署（大仁警察署、田京交番）等と連携していきます。

また、いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、伊豆の国市教育委員会との連携や関係機関との連携、関係会議等への参加や担当窓口の明確化等を引き続き行い連携強化に努めていきます。

## 3 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身等に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行います。

- (1) 重大事態が発生した場合、直ちに事態発生について市教育委員会に報告します。
- (2) 市教育委員会と調査主体や調査組織について協議した上で、当該事案へ対処する組織（いじめ対策委員会を母体とする）を設置します。
- (3) 上記組織を中心として、当該事案についての客観的な事実関係及び再発防止のための調査を行います。
- (4) いじめられた児童又は保護者の希望により、並行して市長及び市教育委員会による調査を実施する場合には、各調査主体が密接に連携し、調査対象となる児童への心理的な負担を考慮しながら調査を実施します。
- (5) 学校が調査主体とならなかった場合、学校は当該事案に関する資料を提供するなど、積極的に調査に協力します。
- (6) 当該事案に係る調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、当該調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供します。